

令和5年11月20日
北九州市市民文化スポーツ局
広報室

報道機関各位

「モラル・マナーアップについて」の調査を行いました
～令和5年度第5回市政モニターインケート～

1 調査案件

第5回「モラル・マナーアップについて」
(市民文化スポーツ局安全・安心推進課)

2 公表資料

第5回「モラル・マナーアップについて」
(市民文化スポーツ局安全・安心推進課)
⇒ 結果概要及び調査報告書(別添のとおり)

3 参考資料

「市政モニター制度」について(別添のとおり)

【問い合わせ先】

■ 調査案件の内容について
《第5回》「モラル・マナーアップについて」
市民文化スポーツ局安全・安心推進課
093-582-2866 石田・興梠

■ 市政モニター制度について
広報室広聴課
093-582-2527 中野・相良

市政モニターに関すること 広報室広聴課 担当：中野、相良 TEL：582-2527	アンケート内容に関するこ 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 担当：石田、興梠 TEL：582-2866
-----------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------

令和5年11月20日

令和5年度 第5回市政モニターアンケート 「モラル・マナーアップについて」 結果概要

本市では、「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」をはじめとする、迷惑行為防止に関する条例を制定し、迷惑行為防止に向けた施策を推進するための計画「北九州市迷惑行為防止基本計画（第3次計画）」に沿って、様々な取り組みを進めています。

そこで、今後の取り組みの推進の参考とするため、市民の関心や意識についてのアンケート調査を実施しました。

I 調査概要

調査対象者 市政モニター150人（うち、回答者141人 回収率94.6%）
調査実施日 令和5年8月18日～令和5年9月1日
実施方法 調査票による郵送及びインターネット調査

II 調査結果概要

これまで広報や重点地区における巡回活動等の取り組みを進めてきましたが、条例や罰則の認知度は低下しています。また、小倉都心重点地区や黒崎副都心重点地区の認知度も減少しています。

- 条例の認知度は45.4%（前回令和4年度調査45.3%）で、前回より微増しています。しかし、小倉都心重点地区の認知度は63.1%（前回66.9%）、黒崎副都心重点地区の認知度47.6%（前回51.2%）で、前回より減少しています。
- 重点地区における罰則の認知度は46.1%（前回47.5%）で、前回より減少しています。

改善された迷惑行為としては、「路上喫煙」が最も多く、次いで「飼い犬のふんの放置」となっています。

- 改善した迷惑行為としては、「路上喫煙」が60.6%、次いで「飼い犬のふんの放置」が42.3%となっています。

地域において迷惑行為防止の活動が「行われている」と答えた人の割合は減少しています。迷惑行為の防止には、約4割の人が「地域住民による活動が必要」と答え、さらに約7割の人がこの活動に「積極的に参加したい」、「誘われたら参加する」と答えています。

- 地域における迷惑行為防止活動が「行われている」と答えた人は12.1%（前回15.1%）で、前回より減少しています。

- 迷惑行為の防止のために「地域住民による活動が必要」と答えた人は 42.6%、(前回 49.6%) で、活動に「積極的に参加したい」、「誘われたら参加する」と答えた人は 70.9% (前回 75.5%) となっています。

さらに改善が必要と思う迷惑行為として、「あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること。」、「空き缶、たばこの吸い殻等のごみのポイ捨て」と答えた人の割合が高くなっています。

- さらに改善が必要と思う迷惑行為は、条例で定める 14 の迷惑行為の中で、1 位が「あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること。」で 62.4%、2 位が「空き缶、たばこの吸い殻等のごみのポイ捨て」で 56.7% となっています。
- その他の迷惑行為として、野良ねこへの餌やり、自転車マナーの悪さ等が挙げられています。

**令和5年度
第5回市政モニター・アンケート**

「モラル・マナーアップについて」

北九州市広報室広聴課

目 次

I 調査の概要	1
II 市政モニターの構成	1
III 調査結果	2
(1) 条例の認知度	2
(2) 迷惑行為の認知度	3
(3) 「小倉都心重点地区」の認知度	5
(4) 「黒崎副都心重点地区」の認知度	6
(5) 重点地区における過料適用の認知度	7
(6) 推進地区の認知度	8
(7) 基本計画の認知度	10
(8) 有効な広報ツール	11
(9) 重点地区の現状評価	12
(10) 推進地区の現状評価	14
(11) 重点地区・推進地区以外の現状評価	15
(12) 改善された迷惑行為	16
(13) 地域における迷惑行為防止活動の実施状況	17
(14) 地域ぐるみの活動	18
(15) 活動への参加の意思	19
(16) さらに改善が必要と思う迷惑行為	21
(17) 市内の現状評価	22
IV 全体考察	23

I 調査の概要

調査対象者 市政モニター 150人

回答者数 141人(回収率 94.6%)

調査実施日 令和5年8月18日～令和5年9月1日

実施方法 調査票による郵送及びインターネット調査

調査実施課 広報室広聴課 TEL582-2527

調査依頼課 市民文化スポーツ局安全・安心推進課 TEL582-2866

II 市政モニターの構成

区分	合計	男性	女性	区分	合計	男性	女性
全体	150 (100.0%)	68 (45.3%)	82 (54.7%)	区別			
10歳代	2 (1.3%)	1 (0.7%)	1 (0.7%)	門司区	16 (10.7%)	8 (5.3%)	8 (5.3%)
20歳代	18 (12.0%)	7 (4.7%)	11 (7.3%)	小倉北区	35 (23.3%)	15 (10.0%)	20 (13.3%)
30歳代	20 (13.3%)	10 (6.7%)	10 (6.7%)	小倉南区	26 (17.3%)	10 (6.7%)	16 (10.7%)
40歳代	24 (16.0%)	11 (7.3%)	13 (8.7%)	若松区	8 (5.3%)	1 (0.7%)	7 (4.7%)
50歳代	24 (16.0%)	11 (7.3%)	13 (8.7%)	八幡東区	11 (7.3%)	6 (4.0%)	5 (3.3%)
60歳代	22 (14.7%)	11 (7.3%)	11 (7.3%)	八幡西区	44 (29.3%)	23 (15.3%)	21 (14.0%)
70歳以上	40 (26.7%)	17 (11.3%)	23 (15.3%)	戸畠区	10 (6.7%)	5 (3.3%)	5 (3.3%)

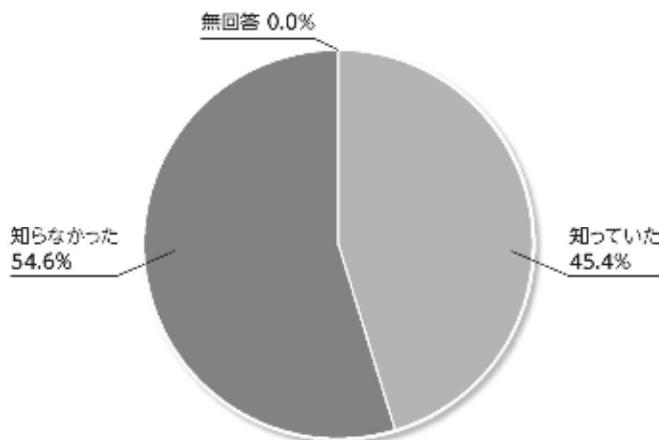
※モニター総数150名のうち郵送モニター25名、ネットモニター125名

※数値の単位未満は四捨五入を原則としましたので、総数と内容の合計は、一致しない場合があります。

III 調査結果

(条例の認知度)

問1 迷惑行為を防止するため、「モラル・マナーアップ関連条例」が制定されていることをご存知でしたか。



		回答者数	知っていた	知らなかつた	無回答
全体		141人	45.4%	54.6%	0.0%
性別	男性	62人	45.2%	54.8%	0.0%
	女性	79人	45.6%	54.4%	0.0%
年代別	10歳代	2人	0.0%	100.0%	0.0%
	20歳代	16人	31.3%	68.7%	0.0%
	30歳代	20人	35.0%	65.0%	0.0%
	40歳代	21人	42.9%	57.1%	0.0%
	50歳代	23人	52.2%	47.8%	0.0%
	60歳代	21人	33.3%	66.7%	0.0%
	70歳以上	38人	63.2%	36.8%	0.0%
区別	門司区	15人	53.3%	46.7%	0.0%
	小倉北区	34人	58.8%	41.2%	0.0%
	小倉南区	24人	37.5%	62.5%	0.0%
	若松区	7人	42.9%	57.1%	0.0%
	八幡東区	11人	18.2%	81.8%	0.0%
	八幡西区	40人	40.0%	60.0%	0.0%
	戸畠区	10人	60.0%	40.0%	0.0%

条例を「知っていた」と答えた人は 45.4% で、前回令和 4 年度調査の 45.3% より 0.1 ポイント増加している。

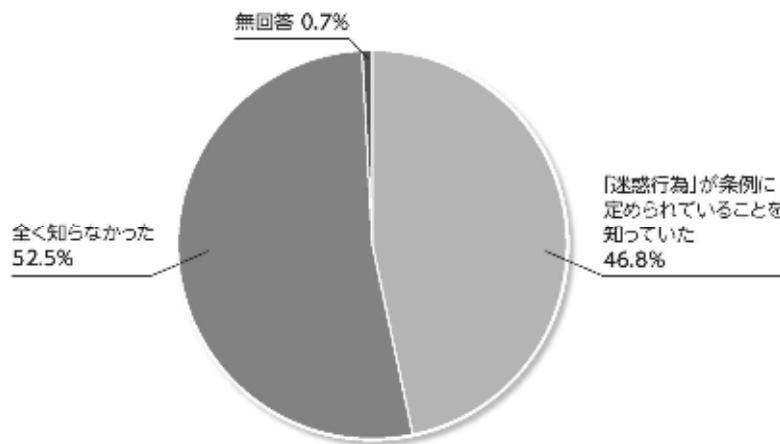
「知っていた」と答えた人の年代別では、60 歳代を除いて高年層の方がより認知度が高い結果となった。

(迷惑行為の認知度)

問2 「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」では、以下の「別表1」の行為を「迷惑行為」と定めていますが、ご存知でしたか。

別表1

迷惑行為の種類	
(1)	屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示すること。
	公共の場所でチラシ等を配布し、これらが散乱した場合に放置すること。
(2)	飼い犬のふんを放置すること。
(3)	あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、放置すること。
(4)	公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。
(5)	家庭ごみのごみ出しルールを守らないこと。
(6)	家庭ごみ等を私有地に放置し、周囲の生活環境を害すること。
(7)	迷惑駐車
(8)	空き缶、たばこの吸殻等のごみのポイ捨て
(9)	公共の場所や他人の土地に自動車を放置すること。
(10)	公共の場所で喫煙すること。
(11)	落書きをすること。
(12)	迷惑走行(危険な運転又は騒音行為)
(13)	車や人の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートなどをすること。
(14)	障害者用駐車区画の適正でない利用
	点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物を置くこと。

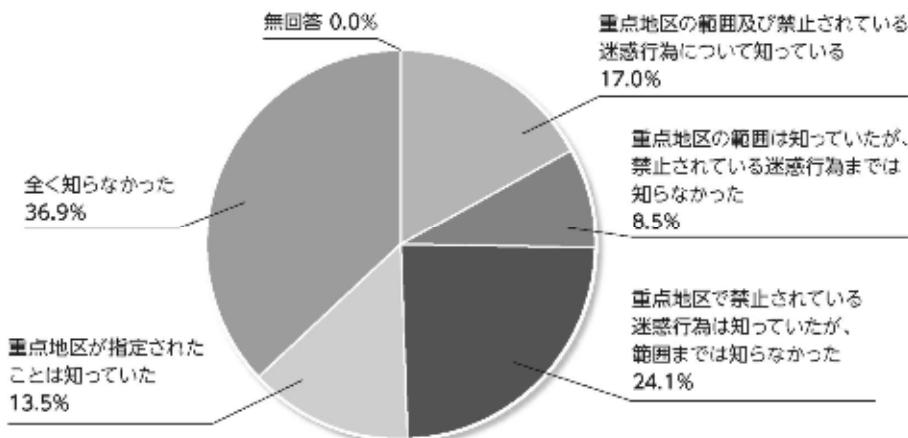


	回答者数	「迷惑行為」が条例に定められていることを知っていた	全く知らなかつた	無回答
全体	141人	46.8%	52.5%	0.7%
性別	男性	43.6%	54.8%	1.6%
	女性	49.4%	50.6%	0.0%
年代別	10歳代	0.0%	100.0%	0.0%
	20歳代	43.8%	56.2%	0.0%
	30歳代	35.0%	65.0%	0.0%
	40歳代	33.3%	66.7%	0.0%
	50歳代	47.8%	52.2%	0.0%
	60歳代	42.9%	57.1%	0.0%
	70歳以上	65.8%	31.6%	2.6%
区別	門司区	60.0%	40.0%	0.0%
	小倉北区	55.9%	41.2%	2.9%
	小倉南区	45.8%	54.2%	0.0%
	若松区	57.1%	42.9%	0.0%
	八幡東区	36.4%	63.6%	0.0%
	八幡西区	35.0%	65.0%	0.0%
	戸畠区	50.0%	50.0%	0.0%

「迷惑行為」が条例に定められていることを「知っていた」と答えた人の割合は 46.8% であり、前回の 54.0% より 7.2 ポイント減少している。年代別では、70 歳以上は 6 割以上となっている。区別では、門司区が 60.0% で最も高い。

(「小倉都心重点地区」の認知度)

問3 迷惑行為防止重点地区として、「小倉都心地区」及び「黒崎副都心地区」を指定しています。「小倉都心重点地区」について、次のものから、あてはまるものを一つ選んでください。



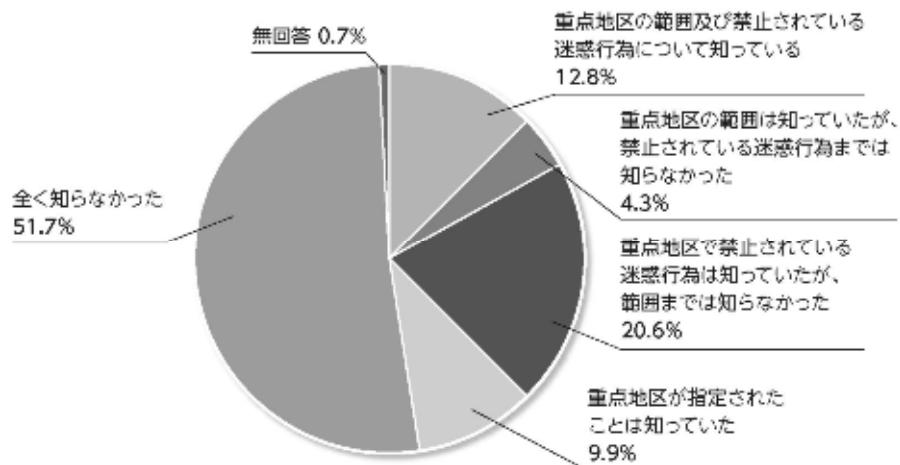
	回答者数	重点地区の範囲及び禁止されている迷惑行為について知っている	重点地区の範囲は知っていたが、禁止されている迷惑行為までは知らなかった	重点地区で禁止されている迷惑行為は知っていたが、範囲までは知らなかった	重点地区が指定されたことは知っていた	全く知らなかった	無回答
全体	141人	17.0%	8.5%	24.1%	13.5%	36.9%	0.0%
性別							
男性	62人	21.0%	9.7%	17.7%	14.5%	37.1%	0.0%
女性	79人	13.9%	7.6%	29.1%	12.7%	36.7%	0.0%
年代別							
10歳代	2人	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%
20歳代	16人	12.5%	12.5%	6.3%	6.3%	62.4%	0.0%
30歳代	20人	15.0%	5.0%	20.0%	10.0%	50.0%	0.0%
40歳代	21人	28.7%	14.3%	19.0%	19.0%	19.0%	0.0%
50歳代	23人	17.4%	0.0%	34.8%	13.0%	34.8%	0.0%
60歳代	21人	14.2%	4.8%	23.8%	4.8%	52.4%	0.0%
70歳以上	38人	15.8%	13.1%	28.9%	21.1%	21.1%	0.0%
区別							
門司区	15人	20.0%	13.3%	33.4%	20.0%	13.3%	0.0%
小倉北区	34人	20.6%	14.7%	26.5%	5.8%	32.4%	0.0%
小倉南区	24人	20.8%	4.1%	16.7%	16.7%	41.7%	0.0%
若松区	7人	14.3%	0.0%	28.6%	0.0%	57.1%	0.0%
八幡東区	11人	9.1%	9.1%	27.3%	0.0%	54.5%	0.0%
八幡西区	40人	10.0%	5.0%	20.0%	22.5%	42.5%	0.0%
戸畠区	10人	30.0%	10.0%	30.0%	10.0%	20.0%	0.0%

小倉都心重点地区については、「範囲及び禁止行為を知っている」、「指定されたことは知っていた」など「知っていた」と答えた人の割合は 63.1%であり、前回の 66.9%に比べ 3.8 ポイント減少している。

「全く知らなかった」と答えた人の年代別では、20 歳代が 62.4%で最も高く、区別では、若松区が 57.1%で最も高い。

(「黒崎副都心重点地区」の認知度)

問4 「黒崎副都心重点地区」について、次のうちから、あてはまるものを一つ選んでください。



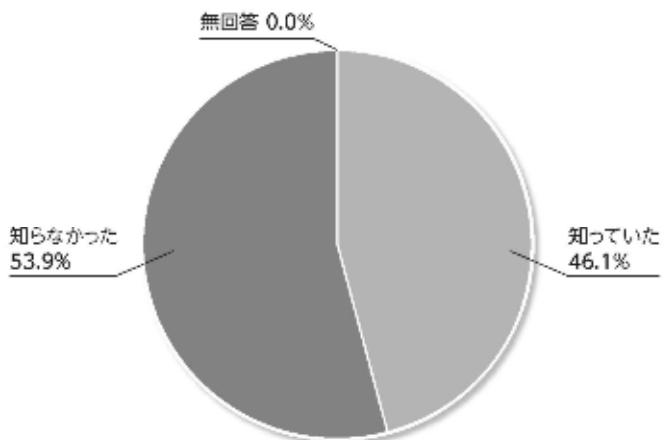
	回答者数	重点地区の範囲及び禁止されている迷惑行為について知っている	重点地区の範囲は知っていたが、禁止されている迷惑行為までは知らなかった	重点地区で禁止されている迷惑行為は知っていたが、範囲までは知らなかった	重点地区が指定されたことは知っていた	全く知らなかった	無回答
全体	141人	12.8%	4.3%	20.6%	9.9%	51.7%	0.7%
性別							
男性	62人	16.1%	8.1%	14.5%	12.9%	46.8%	1.6%
女性	79人	10.1%	1.3%	25.3%	7.6%	55.7%	0.0%
年代別							
10歳代	2人	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
20歳代	16人	0.0%	12.5%	12.5%	6.3%	68.7%	0.0%
30歳代	20人	10.0%	0.0%	30.0%	0.0%	60.0%	0.0%
40歳代	21人	19.0%	9.5%	14.3%	9.5%	47.7%	0.0%
50歳代	23人	17.4%	0.0%	21.7%	13.0%	47.9%	0.0%
60歳代	21人	9.5%	0.0%	23.8%	14.3%	52.4%	0.0%
70歳以上	38人	15.7%	5.3%	21.1%	13.2%	42.1%	2.6%
区別							
門司区	15人	13.3%	13.3%	0.0%	20.0%	53.4%	0.0%
小倉北区	34人	5.9%	2.9%	29.4%	5.9%	55.9%	0.0%
小倉南区	24人	12.5%	0.0%	20.8%	12.5%	50.0%	4.2%
若松区	7人	14.3%	0.0%	28.6%	0.0%	57.1%	0.0%
八幡東区	11人	9.1%	9.1%	18.2%	0.0%	63.6%	0.0%
八幡西区	40人	20.0%	5.0%	17.5%	12.5%	45.0%	0.0%
戸畠区	10人	10.0%	0.0%	30.0%	10.0%	50.0%	0.0%

黒崎副都心重点地区については、「範囲及び禁止行為を知っている」、「指定されたことは知っていた」など「知っていた」と答えた人の割合は 47.6%で、前回の 51.2%から 3.6 ポイント減少している。

「全く知らなかった」と答えた人の年代別では、60 歳代を除き、若年層ほど知らなかつとの回答が多く、区別では、八幡東区が 63.6%で最も高い。

(重点地区における過料適用の認知度)

問5 重点地区では「路上喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの迷惑行為に罰則(過料1,000円)が適用されることをご存知でしたか。



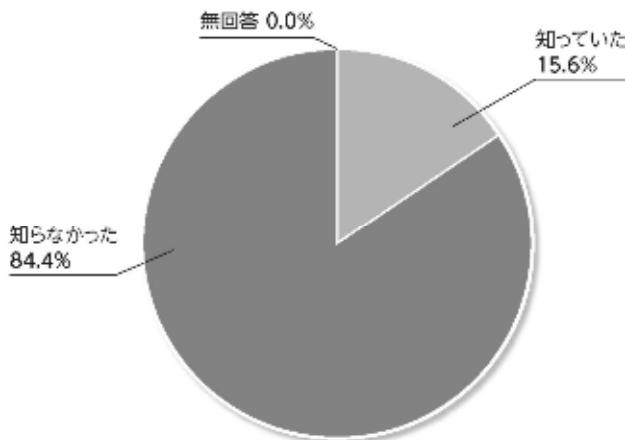
		回答者数	知っていた	知らなかった	無回答
全体		141人	46.1%	53.9%	0.0%
性別	男性	62人	46.8%	53.2%	0.0%
	女性	79人	45.6%	54.4%	0.0%
年代別	10歳代	2人	50.0%	50.0%	0.0%
	20歳代	16人	31.3%	68.7%	0.0%
	30歳代	20人	40.0%	60.0%	0.0%
	40歳代	21人	47.6%	52.4%	0.0%
	50歳代	23人	43.5%	56.5%	0.0%
	60歳代	21人	38.1%	61.9%	0.0%
	70歳以上	38人	60.5%	39.5%	0.0%
区別	門司区	15人	53.3%	46.7%	0.0%
	小倉北区	34人	58.8%	41.2%	0.0%
	小倉南区	24人	33.3%	66.7%	0.0%
	若松区	7人	28.6%	71.4%	0.0%
	八幡東区	11人	27.3%	72.7%	0.0%
	八幡西区	40人	40.0%	60.0%	0.0%
	戸畠区	10人	80.0%	20.0%	0.0%

重点地区の過料適用について「知っていた」と答えた人は46.1%で、前回の47.5%から1.4ポイント減少した。

「知らなかった」と答えた人の年代別では20歳代が68.7%で最も高く、区別では、八幡東区が72.7%で最も高い。

(推進地区の認知度)

問6 迷惑行為防止活動推進地区についてご存知でしたか。



	回答者数	知っていた	知らなかった	無回答
全体	141人	15.6%	84.4%	0.0%
性別	男性	62人	17.7%	82.3%
	女性	79人	13.9%	86.1%
年代別	10歳代	2人	0.0%	100.0%
	20歳代	16人	0.0%	100.0%
	30歳代	20人	15.0%	85.0%
	40歳代	21人	14.3%	85.7%
	50歳代	23人	13.0%	87.0%
	60歳代	21人	9.5%	90.5%
	70歳以上	38人	28.9%	71.1%
区別	門司区	15人	20.0%	80.0%
	小倉北区	34人	8.8%	91.2%
	小倉南区	24人	20.8%	79.2%
	若松区	7人	28.6%	71.4%
	八幡東区	11人	18.2%	81.8%
	八幡西区	40人	7.5%	92.5%
	戸畠区	10人	40.0%	60.0%

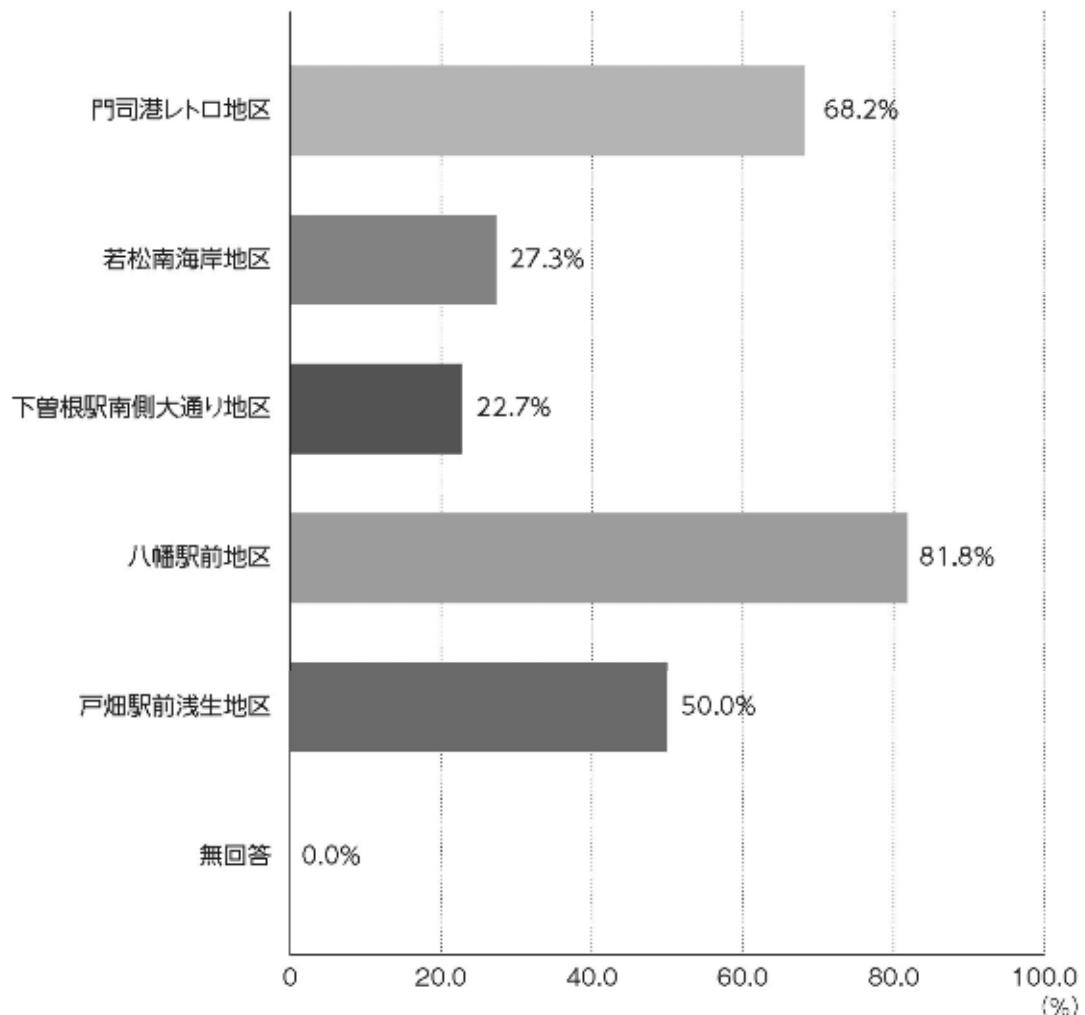
推進地区を「知っていた」と答えた人は 15.6%で、前回の 12.2%から 3.4 ポイント増加している。

「知らなかった」と答えた人は 84.4%で、年代別では、10、20、60 歳代が 9 割以上と高く、区別では八幡西区が 92.5%で最も高い。

<問6で「1 知っていた」と回答した方のみお答えください>

(各推進地区の認知度)

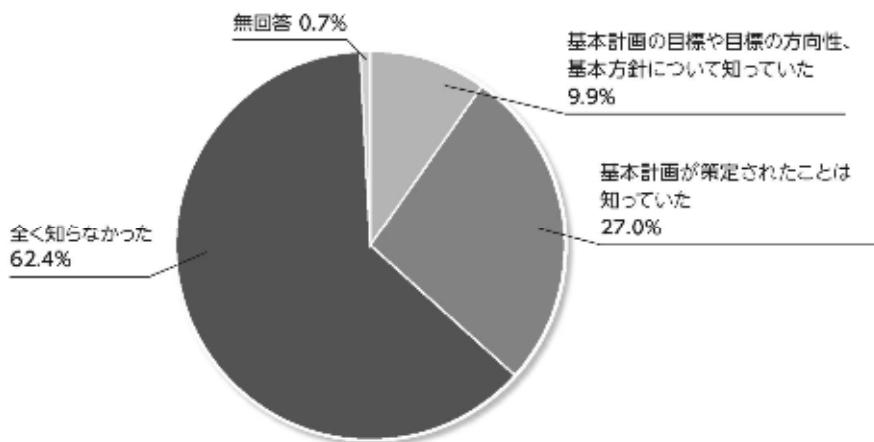
問6-1 推進地区のうちご存知の地区はどこですか。次の中から、あてはまるものを選んでください。(いくつでも)



知っている推進地区は、前回2位だった「八幡駅前地区」が81.8%で最も高くなり、2位の「門司港レトロ地区」が68.2%で、3位の「戸畠駅前浅生地区」は50.0%だった。

(基本計画の認知度)

問7 迷惑行為防止基本計画についてご存知でしたか。



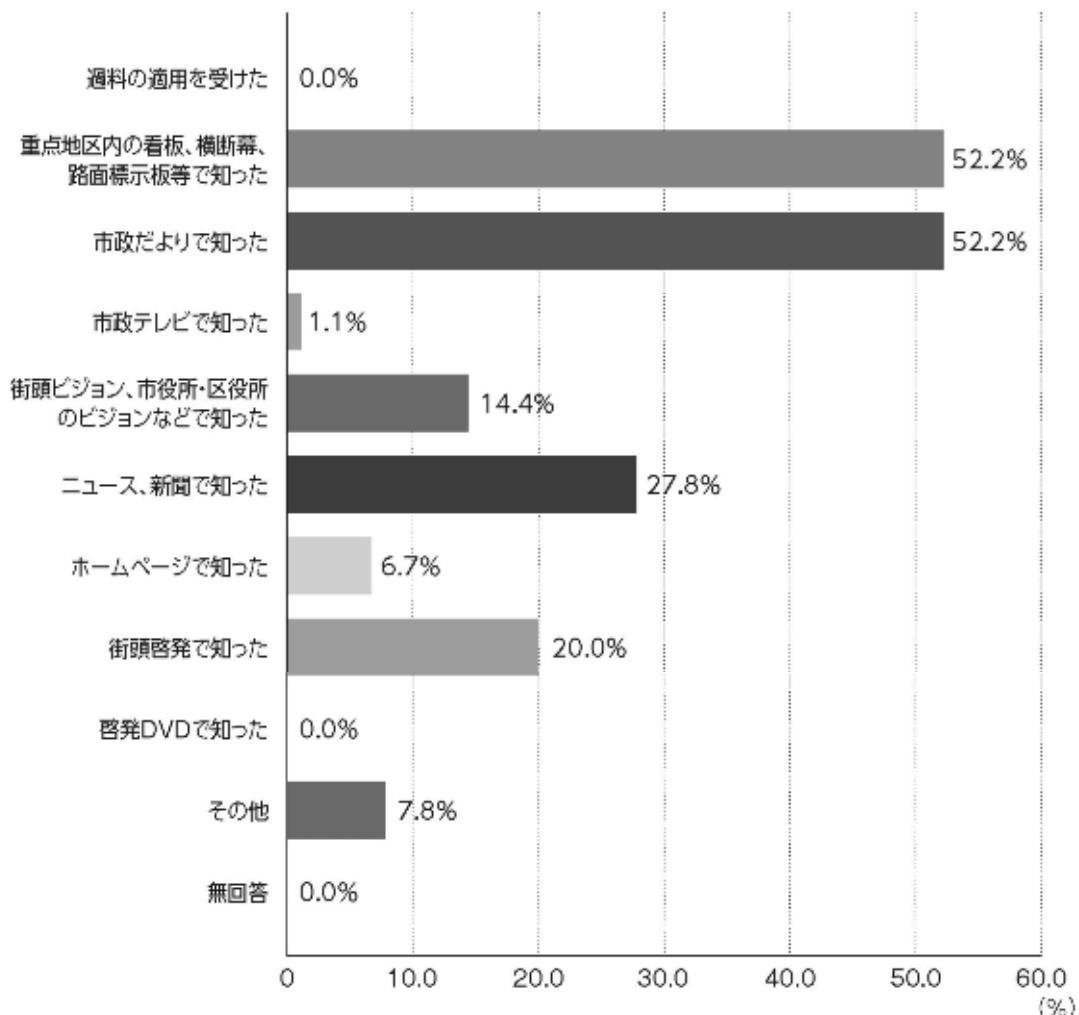
		回答者数	基本計画の目標や目標の方向性、基本方針について知っていた	基本計画が策定されたことは知っていた	全く知らなかつた	無回答
全体		141人	9.9%	27.0%	62.4%	0.7%
性別	男性	62人	9.7%	27.4%	62.9%	0.0%
	女性	79人	10.1%	26.6%	62.0%	1.3%
年代別	10歳代	2人	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%
	20歳代	16人	0.0%	12.5%	87.5%	0.0%
	30歳代	20人	5.0%	15.0%	80.0%	0.0%
	40歳代	21人	14.3%	9.5%	76.2%	0.0%
	50歳代	23人	8.7%	52.2%	39.1%	0.0%
	60歳代	21人	4.8%	33.3%	61.9%	0.0%
	70歳以上	38人	18.4%	31.6%	47.4%	2.6%
区別	門司区	15人	20.0%	33.3%	46.7%	0.0%
	小倉北区	34人	8.8%	29.4%	61.8%	0.0%
	小倉南区	24人	8.3%	25.0%	66.7%	0.0%
	若松区	7人	14.3%	28.6%	57.1%	0.0%
	八幡東区	11人	9.1%	18.2%	72.7%	0.0%
	八幡西区	40人	7.5%	20.0%	70.0%	2.5%
	戸畠区	10人	10.0%	50.0%	40.0%	0.0%

基本計画について「目標や基本方針について知っていた」、「策定されたことは知っていた」と答えた人は合わせて36.9%で、前回の36.0%より増加している。

「全く知らなかつた」と答えた人の年代別では、10歳代が100%で最も高かった。区別では、八幡東区が72.7%で最も高い。

(有効な広報ツール)

問8 問1～問7について一つでも「知っていた」、「知っている」と回答した方にお尋ねします。それらを知ったきっかけは何ですか。次の中から、あてはまるものを選んでください。(いくつでも)



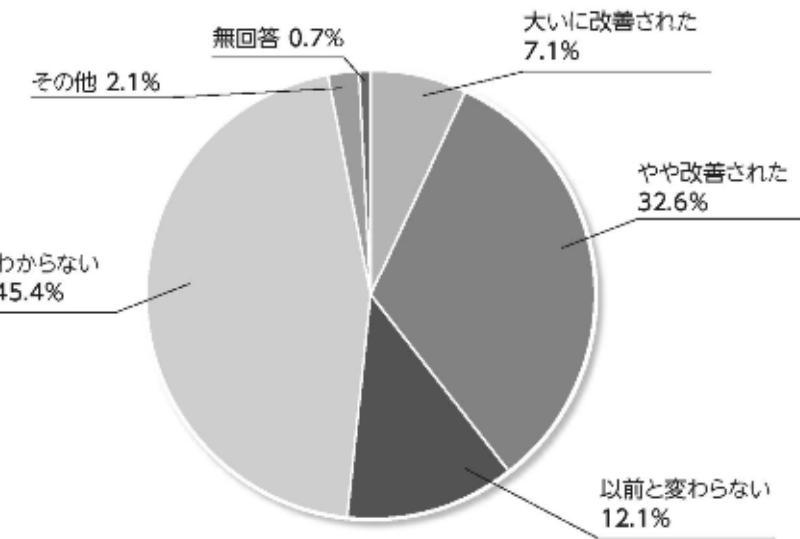
これら迷惑行為防止の取組を知ったきっかけは、「重点地区内の看板、横断幕、路面標示等で知った」、「市政だよりで知った」が同率 52.2%で最も多い。

2位の「ニュース、新聞で知った」は 27.8%で、続いて「街頭啓発で知った」が 20.0%となっている。

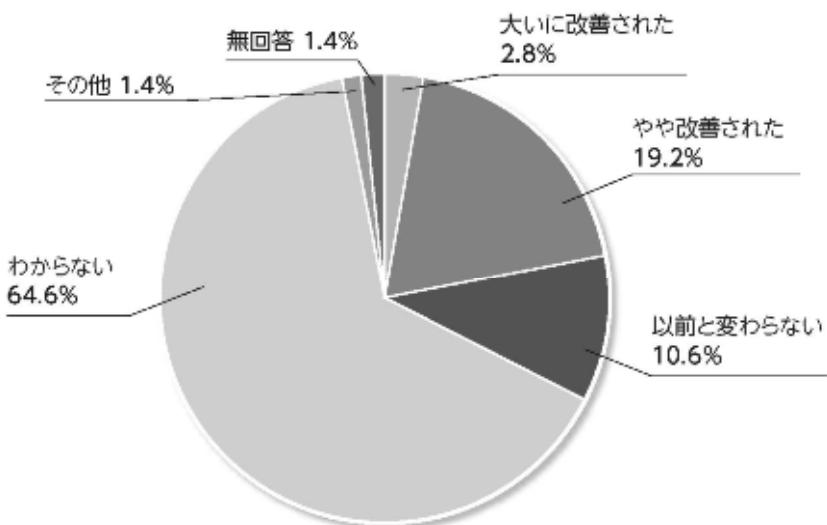
(重点地区の現状評価)

問9 2つの重点地区における迷惑行為の現状について、条例制定前(平成20年以前)と比べて、どう思いましたか。

<小倉都心地区>



<黒崎副都心地区>



重点地区における迷惑行為の現状評価は、小倉都心重点地区では「大いに改善された」、「やや改善された」と答えた人の割合は39.7%で、前回の51.8%から減少している。黒崎副都心重点地区については、「大いに改善された」、「やや改善された」と答えた人の割合は22.0%で、前回の29.5%から減少している。

<小倉都心地区>

		回答者 数	大いに改善さ れた	やや改善され た	以前と変わら ない	わからない	その他	無回答
全体		141人	7.1%	32.6%	12.1%	45.4%	2.1%	0.7%
性 別	男性	62人	11.3%	35.5%	9.7%	38.7%	4.8%	0.0%
	女性	79人	3.8%	30.4%	13.9%	50.6%	0.0%	1.3%
年 代 別	10歳代	2人	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	20歳代	16人	0.0%	18.8%	6.2%	75.0%	0.0%	0.0%
	30歳代	20人	25.0%	35.0%	0.0%	35.0%	5.0%	0.0%
	40歳代	21人	4.8%	38.1%	19.0%	38.1%	0.0%	0.0%
	50歳代	23人	8.7%	34.8%	13.0%	39.2%	4.3%	0.0%
	60歳代	21人	4.8%	33.3%	19.0%	42.9%	0.0%	0.0%
	70歳以上	38人	2.6%	34.2%	13.2%	44.8%	2.6%	2.6%
区 別	門司区	15人	6.7%	26.6%	6.7%	60.0%	0.0%	0.0%
	小倉北区	34人	8.8%	44.1%	11.8%	32.4%	2.9%	0.0%
	小倉南区	24人	12.5%	50.0%	12.5%	20.8%	4.2%	0.0%
	若松区	7人	0.0%	14.3%	0.0%	85.7%	0.0%	0.0%
	八幡東区	11人	9.1%	9.1%	18.2%	54.5%	9.1%	0.0%
	八幡西区	40人	0.0%	25.0%	12.5%	60.0%	0.0%	2.5%
	戸畠区	10人	20.0%	30.0%	20.0%	30.0%	0.0%	0.0%

<黒崎副都心地区>

		回答者 数	大いに改善さ れた	やや改善され た	以前と変わら ない	わからない	その他	無回答
全体		141人	2.8%	19.2%	10.6%	64.6%	1.4%	1.4%
性 別	男性	62人	3.2%	24.2%	11.3%	54.9%	3.2%	3.2%
	女性	79人	2.5%	15.2%	10.1%	72.2%	0.0%	0.0%
年 代 別	10歳代	2人	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	20歳代	16人	0.0%	6.3%	6.3%	87.4%	0.0%	0.0%
	30歳代	20人	5.0%	20.0%	5.0%	70.0%	0.0%	0.0%
	40歳代	21人	0.0%	23.8%	19.0%	57.2%	0.0%	0.0%
	50歳代	23人	4.3%	21.8%	8.7%	60.9%	4.3%	0.0%
	60歳代	21人	0.0%	33.3%	9.5%	57.2%	0.0%	0.0%
	70歳以上	38人	5.3%	13.2%	13.2%	60.5%	2.5%	5.3%
区 別	門司区	15人	0.0%	20.0%	0.0%	80.0%	0.0%	0.0%
	小倉北区	34人	2.9%	11.8%	8.9%	70.6%	2.9%	2.9%
	小倉南区	24人	0.0%	20.8%	8.3%	66.7%	0.0%	4.2%
	若松区	7人	0.0%	14.3%	0.0%	85.7%	0.0%	0.0%
	八幡東区	11人	0.0%	9.1%	18.2%	63.6%	9.1%	0.0%
	八幡西区	40人	5.0%	27.5%	20.0%	47.5%	0.0%	0.0%
	戸畠区	10人	10.0%	20.0%	0.0%	70.0%	0.0%	0.0%